

住民票の写しの交付請求書（郵送用）

逗子市長 あて

年 月 日

（ご注意）住民基本台帳法第四十七条により、偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、処罰されることがあります。

請求者	住所	〒 ー		
	氏名			
	生年月日	明・大・昭・平（西暦） 年 月 日	電話番号 （日中に連絡のとれる番号）	（ ） ー
請求者の資格 ※該当するものに○をつけてください。	1. 本人 2. 本人と同じ世帯にいる者 3. 代理人（委任状が必要です。個人番号入りは代理人に交付できません。） 4. その他（下記に関係をお書きください。） （ ）			
使いみち	（注）上記4に○をした方は、具体的な使いみちを記入し、その内容が確認できる資料を添付してください。			
必要とする 住民票または 除票の写し 1通 300円	誰のものが必要ですか。			
	住所	逗子市		
	氏名			
	生年月日	明・大・昭・平（西暦）	年	月 日
	何通必要ですか。			
	世帯全員の写し_____通		世帯の一部の写し_____通	
	何を表示しますか。（どちらかに○をつけてください）			
	日本人	本籍の表示（必要・不要）	続柄の表示（必要・不要）	
	外国人	国籍・地域（必要・不要）	続柄の表示（必要・不要）	
		下記の事項の表示（必要・不要） ①在留資格 ②在留期間等 ③在留期間満了日 ④在留カード等番号 ⑤第30条の45規定		
個人番号・ 住民票コード	個人番号（必要・不要）	住民票コード（必要・不要）		
	用途 [] （注1）この各事項を証明する場合は、提出先に制限がありますので、上記に用途を記入してください。 （注2）この各事項を証明する場合は、簡易書留での返信をお勧めしています。返信用封筒には必要な金額の切手をお貼りください。なお、送付先は、証明する人の住民登録地に限られます。			

※ 除票とは、死亡や市外転出等で現在の住民登録から除かれている方の住民票です。

この請求書とともに次のものを同封してお送りください。

- ① 手数料金額（郵便局の定額小為替又は現金書留、定額小為替の場合は手数料額内での利用に限ります。）
- ② 返信用封筒（自宅「住民登録地」のあて先を記入し、切手を貼ったもの）
- ③ 運転免許証・健康保険証などの写し（有効期限内のもの）
（写しは住所が記載されている面も含め、住所変更があるときは変更事項が記載されているもの）
- ④ 第三者・代理人の請求のときは委任状など
個人番号（マイナンバー）入りの住民票は代理人に送付できません。委任者本人の住民登録地あてに郵送いたします。